

令和8年度 柴平・八幡平発電所 水圧鉄管等調査 (3D スキャン) 業務委託  
企画提案競技 審査要領

### 1 目的

この要領は、「令和8年度 柴平・八幡平発電所 水圧鉄管等調査 (3D スキャン) 業務委託」に係る委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

### 2 審査委員会

- (1) 秋田県産業労働部内に、令和8年度 柴平・八幡平発電所 水圧鉄管等調査 (3D スキャン) 業務委託 企画提案競技審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を置く。
- (2) 審査委員会は、次の審査委員で構成する。
  - ① 秋田県産業労働部 次長 (公営企業担当)
  - ② 秋田県産業労働部 公営企業課長
  - ③ 秋田県産業労働部 企業業務課長
  - ④ 秋田県産業労働部 公営企業課政策監
  - ⑤ 秋田県産業労働部長が指定する者
- (3) 審査委員会の事務局は、秋田県産業労働部 企業業務課 企業施設チームに置く。

### 3 審査方法

- (1) 審査委員は、企画提案の参加者が提出した企画提案書の内容及び必要に応じ実施するヒアリングの内容に基づき審査する。
  - (2) 書類審査に際し、提案内容の確認等が必要な場合は、事務局を通じて、企画提案の参加者に対して資料提供による補足説明等を求めるものとする。
  - (3) 審査委員は、次の基準に基づき、「企画提案競技 評価票」の各審査項目に評価点を付す。評価点に係数を乗じたものを得点とし、各審査委員の総得点の合計点数が最も高かった者を委託候補者、次に得点の高かった者を次点の候補者に決定する。得点が同一の場合は、審査委員の協議により決定する。
- |      |      |    |         |      |    |
|------|------|----|---------|------|----|
| 評価基準 | 特に良い | 良い | 普通 (標準) | やや劣る | 劣る |
| 評価点  | 5    | 4  | 3       | 2    | 1  |
- (4) 上記にかかわらず、最高点の者の合計点数が満点の60%に満たない場合、協議により委託候補者として選定しないことがある。
  - (5) 企画提案の参加者が1者であっても、審査委員会の審査を実施する。

### 4 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組の評価

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については、審査委員会の審査によらず、事務局が次の基準に基づき評価を行う。

賃金水準の向上に関する取組の評価基準

評価項目	審査基準		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	3	最大 5
		2.00%以上	4	
		3.00%以上	5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※ 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行う。

女性の活躍推進に関する取組の評価基準

評価項目	審査基準			配点	
	大区分	小区分			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍・両立支援企業表彰		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰			
子ども・子育て支援知事表彰					
男女共同参画社会づくり表彰					
計				5	

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する企業を対象としています。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとします。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

## 企画提案競技 評価票

評価項目	評価点	係数	配点	得点 (評価点 ×係数)
・評価の視点				
<b>1 実証内容</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証内容の優秀性、革新性、妥当性、実現性</li> <li>・本業務の目的に則した提案か</li> <li>・期待する成果が得られる提案か</li> </ul>	5・4・3・2・1	6	30	
<b>2 実施体制</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な実施体制か</li> <li>・高度かつ専門的技術力</li> <li>・本業務と同等の受注実績(下請等を含む)</li> <li>・県内企業の活用度合い</li> </ul>	5・4・3・2・1	6	30	
<b>3 実施スケジュール</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施スケジュールの具体性、妥当性</li> </ul>	5・4・3・2・1	1	5	
<b>4 社会実装提案</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装提案の具体性、妥当性</li> </ul>	5・4・3・2・1	1	5	
<b>5 その他</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、評価すべき事項</li> </ul>	5・4・3・2・1	1	5	
<b>6 事業費及び内訳</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な経費の見積</li> <li>・事業費や内訳の妥当性、経済性</li> </ul>	5・4・3・2・1	3	15	

## 企画提案競技 評価票

評価項目			評価点	係数	配点	得点 (評価点 ×係数)
・評価の視点						
7「賃金水準の向上」の取組に関する加点【配点5点】			評価点		配点	得点
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上		3		5	
	2.00%以上		4			
	3.00%以上		5			
8「女性の活躍推進」の取組に関する加点【配点5点】			評価点		配点	得点
一般事業主行動	従業員100人	女活法 ※2	各		5	
計画の策定・届出	以下の企業	次世代法 ※2	0.25	最大 0.5		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1		最大 3	
法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5			
		プラチナえるぼし	2			
	次世代法 ※3	くるみん	1.5			
		プラチナくるみん	2			
若者雇用促進法 ※3		ユースエール	0.5			
秋田県知事表彰の 受賞	女性の活躍・両立支援企業表彰		各 0.5	最大 1		
	女性の活躍推進企業表彰					
	子ども・子育て支援知事表彰					
	男女共同参画社会づくり表彰					
					100	/100点

※1 事業者が選定した方法により、①所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」、②税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式。参考様式あり）」のいずれかにより比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
 次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）